

甲斐市審議会等の会議の公開に関する指針

この指針は、甲斐市審議会等の会議及び会議録の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

第1 会議開催の事前公表

- 1 審議会等は、全部又は一部を公開する会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間前までに、会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。
- 2 審議会等の会議の開催の公表は、審議会等の会議開催のお知らせ(様式1号)を審議会等の庶務を所管する課等に配置して閲覧に供するとともに、その内容を市のホームページに掲載することにより行うものとする。
- 3 審議会等は、会議における審議の内容等から判断して必要があると認める場合は、広報誌を活用し、会議の開催について効果的な周知に努めるものとする。

第2 会議を非公開とする決定

- 1 審議会等は、開催しようとする会議の全部又は一部が甲斐市審議会等の設置及び運営に関する指針(以下「指針」という。)第5第2項ただし書のいずれかに該当すると認められる場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とする旨を、次の各号のいずれかの方法により決定するものとする。
 - (1) 会議における議決
 - (2) 委員全員による個別の承認
 - (3) その他審議会等が定める方法
- 2 前項の規定による会議の一部を非公開とする決定は、会議を緊急に開催する必要がある場合を除き、当該会議の開催日の1週間前までに行うものとする。

第3 原則非公開の決定

- 1 審議会等は、審議会等の設置目的等から判断して、会議が恒常的に指針第5第2項ただし書のいずれかに該当すると認められる場合には、会議において、以後の会議の全部を原則として非公開とする旨の決定を行うものとする。
- 2 審議会等の事務局は、前項の規定により原則非公開の決定がなされた場合は、会議非公開決定書(様式第2号)を作成し、総務課長に送付するものとする。
- 3 審議会等は、第1項の規定により原則非公開の決定を行った場合であっても、個々の会議の全部又は一部が指針第5第2項ただし書に該当しないと認められる場合は、当該会議の全部又は一部を公開するものとする。

第4 会議の公開の方法等

- 1 審議会等の会議の公開の方法は、会場に傍聴席を設け、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 前項の場合において、審議会等は、傍聴を認めるものの定員を定めることができる。
- 3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とするものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選等他の方法とすることができる。
- 4 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、甲斐市審議会等の会議の傍聴要領に基づき、会場内の秩序維持に努めるものとする。

第5 会議資料の提供

審議会等の会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料（甲斐市情報公開条例（平成16年甲斐市条例第10号。以下「条例」という。）第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。）を傍聴人に配布するよう努めなければならない。ただし、会議資料のうち、図面、地図、写真等の配布が困難と認められるものについては、会場に備え、傍聴人が閲覧できるように努めるものとする。

第6 会議録の作成

審議会等は、会議終了後速やかに会議録を作成するものとする。

第7 会議録の写しの閲覧

- 1 審議会等の事務局は、公開した会議の会議録の写しを配置する等により、市民の閲覧に供するものとする。
- 2 審議会等の事務局は、会議を非公開とした場合であっても、条例第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除いた当該会議に係る会議録の写しを配置する等により、市民の閲覧に供するよう努めるものとする。

第8 運用状況の送付及び公表

- 1 審議会等の事務局は、毎年1回、次に掲げる事項について取りまとめ、審議会等の会議の公開に関する運用状況（様式第3号）を、総務課長に送付するものとする。

- (1) 会議の回数
- (2) 公開した会議の回数

(3) 非公開とした会議の回数

(4) 傍聴人の数

2 市長は、毎年1回、審議会等の会議の公開に関する運用状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

第9 特別の定めがある場合の取扱い

審議会等の会議の公開等について、法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

様式第1号（第1関係）

審議会等の会議開催のお知らせ

1 会議名	
2 議 題	
3 公開・非公開の別	
4 開催日時	
5 開催場所	
6 傍聴人の定員	
7 会議の一部を非公開とする理由	
8 傍聴手続の特記事項	
9 問い合わせ先	
10 その他	

様式第2号（第3関係）

第 号
年 月 日

会 議 非 公 開 決 定 書

総務課長 あて

所属長職・氏名

下記のとおり、以後の会議の全部を原則として非公開とすることが決定されましたので、甲斐市審議会等の会議の公開に関する指針第3第2項の規定により本決定書を送付します。

記

- 1 審議会等の名称
- 2 設置根拠
- 3 原則非公開の決定がなされた日 年 月 日
- 4 非公開の理由

甲斐市審議会等の設置及び運営に関する指針第5ただし書の別	具体的理由
(1) 第1号	
(2) 第2号	
(3) 第3号	

注 該当する号（(1)～(3)）を○で囲んでください。

